

【表紙】

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                              |
| 【提出先】      | 関東財務局長                             |
| 【提出日】      | 平成25年11月27日                        |
| 【会社名】      | 日医工株式会社                            |
| 【英訳名】      | Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 田村 友一                      |
| 【本店の所在の場所】 | 富山県富山市総曲輪一丁目6番21                   |
| 【電話番号】     | 076(432)2121(代表)                   |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務執行役員管理本部長 稲坂 登                   |
| 【最寄りの連絡場所】 | 富山県富山市総曲輪一丁目6番21                   |
| 【電話番号】     | 076(432)2121(代表)                   |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務執行役員管理本部長 稲坂 登                   |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)   |

## 1【提出理由】

平成25年11月27日開催の当社取締役会において新株予約権の発行が決議され、かかる新株予約権の募集が本邦以外の地域において開始されたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

なお、上記新株予約権は、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、当社以外の株主に対して割り当てられるものであり（かかる新株予約権の割当てを、以下「本新株予約権無償割当て」という。）、そのうち本邦以外の地域に居住又は所在する株主（以下「外国株主」という。）に対して割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の募集について、本臨時報告書を提出するものである。

## 2【報告内容】

### (1) 本新株予約権の銘柄

日医工株式会社第5回新株予約権

### (2) 本新株予約権に関する事項

発行数

9,730,968個

平成25年9月30日現在の当社の外国株主の数を基準として算出した見込数である。

発行価格（募集価格）

株主割当 0円

（注） 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、本新株予約権の発行価格は0円である。

発行価額の総額

3,133,371,696円

（注） 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、本新株予約権の発行価格は0円であるが、上記発行価額の総額には、本新株予約権の発行価格に下記「本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」欄に記載の出資価額の合計額3,133,371,696円（平成25年9月30日現在の当社の外国株主の数を基準として算出した見込額である。）を合算した金額を記載している。

本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

#### ( ) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100株）

#### ( ) 数

本新株予約権 1個につき0.5株

本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

( ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」という。）は、本新株予約権1個当たり322円とする。

( ) 当社普通株式1株当たりの出資価額は、644円とする。

なお、各本新株予約権の行使に際して本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が支払うべき金額（以下「行使代金」という。）は、本新株予約権1個当たり338円とする。当社普通株式1株当たりの行使代金は、676円とする。

本新株予約権の行使期間

平成26年1月14日から平成26年1月24日まで及び平成26年1月30日とする。

#### 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、その直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座を開設した振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び行使代金の支払いを行う。行使代金は、出資価額（本新株予約権1個当たり322円）に、下記「(4)引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称」に記載の引受人に対して支払われる手数料（本新株予約権1個当たり16円）を加えた金額（本新株予約権1個当たり338円）とし、そのうち出資価額が本新株予約権の行使に際しての払込みに充当されるものとする。

#### 本新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。）。

#### 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、平成26年1月29日に、交付財産（以下に定義する。）と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとする。

「交付財産」とは、本新株予約権1個当たり、平成26年1月28日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）（同日にVWAP価格が公表されなかった場合にはその日に先立つ直近日のVWAP価格）に0.5を乗じて得られる金額から行使代金である338円を差し引いた金額（負の数値である場合は0円とする。）の70%に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）をいう。

#### (3) 発行方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、平成25年12月6日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された外国株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる。

#### (4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

野村證券株式会社

（注） 当社は、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）との間で平成25年11月27日付で第5回新株予約権行使のコミットメント契約（以下「コミットメント契約」という。）を締結している。コミットメント契約上、当社が上記「(2)本新株予約権に関する事項」の「本新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載の取得条項に従い本新株予約権者から取得した未行使の本新株予約権の全部を引受人に譲渡し、引受人が本新株予約権の行使期間内に自ら当該本新株予約権を行使する方法により、引受人が当社から譲渡を受けた本新株予約権の全てを行使することが合意されている。但し、コミットメント契約に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合、当社の業績に悪影響を及ぼす重大な事態が発生した場合等においては、引受人による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される可能性がある。なお、引受人は、コミットメント契約が解除される場合でも、手数料を引き続き受領することができ、受領した手数料を返還する義務を負わないものとする。

#### (5) 募集を行う地域

本邦以外の地域

（注） 本新株予約権の募集については、日本以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。したがって、外国に居住又は所在する者については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、

本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。）は、かかる点につき注意を要する。

当社は日本に所在しており、かつ、当社の役員及び取締役の一部又は全部が日本の居住者となる可能性があるため、米国株主がその権利又は米国の連邦証券規制上生じた請求権を執行することが困難な場合がある。米国株主は、米国証券規制の違反について米国外の裁判所において非米国会社又はその役員若しくは取締役を提訴することができない可能性がある。また、非米国会社及びその関連会社を米国の裁判所の管轄に服させることが困難な場合がある。

本新株予約権の行使による株式の発行は、米国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）の第4条第(a)項第(2)号又は米国証券法に基づくレギュレーションSに依拠して行われることが想定されている。したがって、本新株予約権の行使による株式の発行に関して米国証券取引委員会に対する届出書の提出は行われない。

(イ)本新株予約権者が米国に所在する場合（本新株予約権者が投資判断を一任されることなく顧客等の勘定で本新株予約権を保有する場合を除く。）及び(ロ)本新株予約権者が投資判断を一任されることなく顧客等の勘定で新株予約権を保有するときで、当該顧客等が米国に所在する場合（(イ)の場合の本新株予約権者及び(ロ)の場合の顧客等を、以下「米国保有者」という。）には、下記 ないし の手続を経たうえで、当該米国保有者が米国証券法に基づくルール144Aに定義される適格機関投資家（以下「適格機関投資家」という。）であると当社が合理的に判断することを要する。

米国保有者が、自己が適格機関投資家であることを表明し、本新株予約権の行使により交付される株式の転売制限について同意すること等の内容を記載した宣誓書を、米国私募コーディネーターである野村インベスター・リレーションズ株式会社（以下「米国私募コーディネーター」という。）及び（米国私募コーディネーターを経由して）当社に提出すること。かかる宣誓書の雛形は、当社ホームページ（<http://www.nichiiko.co.jp/english/index.html>）に掲載される。

米国私募コーディネーターが、当該米国保有者に関する適格機関投資家確認書を当該米国保有者及び当社に提出すること。なお、米国私募コーディネーターは、本新株予約権者が本 の手続を経ることができないことにより本新株予約権を行使できない場合であっても、その理由のいかんを問わず、説明責任を含め何らの責任も負わない。

本新株予約権者が、上記 及び の手続を履践した旨の表明がなされた行使請求取次依頼書に、適格機関投資家確認書を添えて、直近上位機関に提出すること。

米国保有者が本新株予約権を行使する場合、当該米国保有者が適格機関投資家であると当社が合理的に判断する場合にのみ本新株予約権の行使が認められるため、当社は、米国私募コーディネーターを通じて、当該米国保有者の氏名又は名称が商用データベースに適格機関投資家として掲載されていることを確認すること及び米国私募コーディネーターが必要とみなすその他の手続を行うことを含め、当該米国保有者が適格機関投資家であるか否かを検証するための手続を行う。特に当該米国保有者の氏名又は名称が商用データベースに適格機関投資家として掲載されていない場合等には、検証手続が完了するまでに時間を要する可能性があるため、本新株予約権の行使若しくは東京証券取引所における売却又はそれらの時期を決定するにあたっては、検証手続が遅延した場合及び当該米国保有者が適格機関投資家でないと判断された場合の影響を慎重に考慮する必要がある。例えば、検証手続が本新株予約権の権利行使期間の末日までに完了しない場合及び当該米国保有者が適格機関投資家でないと判断された場合のいずれにおいても、当該米国保有者は本新株予約権を行使することができないこととなり、さらに判断の時期によっては、東京証券取引所における本新株予約権の取引市場がその時点では利用できず、本新株予約権を売却することもできない結果となる可能性がある。当社及び米国私募コーディネーターは、検証手続を適時に行うよう努めるが、当社及び米国私募コーディネーターのいずれも権利行使期間の満了又は東京証券取引所における本新株予約権の上場廃止までに検証手続を完了する義務を負わず、かつ、それに関するいかなる責任も負わない。さらに、本新株予約権を行使しようとする米国保有者が適格機関投資家でないと判断するにあたっては、当社は完全な裁量を有し、かかる判断は最終的かつ確定的なものであり、当社及び米国私募コーディネーターは、かかる判断について説明責任を含め何らの責任も負わない。本新株予約権は、東京証券取引所に上場され、株式会社証券保管振替機構の振替制度を通じて取引される。

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の新規発行による手取金の額

( ) 払込金額の総額

3,133,371,696円

( ) 発行諸費用の概算額

63,000,000円

( ) 差引手取概算額

3,070,371,696円

(注1) 上記払込金額の総額は、本新株予約権の出資価額の合計額であり、平成25年11月27日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準とし、本新株予約権無償割当てにより割当てのあった全ての新株予約権が行使されたと仮定したうえで、平成25年9月30日現在の当社の外国株主の数を基準として算出した見込額である。また、上記発行諸費用の概算額も、本新株予約権無償割当て全体に係る諸費用(26,000万円)のうち平成25年9月30日現在の当社の外国株主の数を基準として算出した本新株予約権に係る諸費用の見込額である。

(注2) 発行諸費用の内訳(本新株予約権無償割当て全体に係る金額)

各口座管理機関への事務手数料 13,000万円

弁護士報酬及び証券代行諸費用等 13,000万円

なお、当社は引受人に対して手数料を支払わないため、かかる手数料は発行諸費用に含まれていない。

(注3) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

本新株予約権の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額については、本邦に居住する株主に対して割り当てられる当社第5回新株予約権に係る手取概算額と合わせ、本新株予約権無償割当て全体に係る手取概算額12,577,003,984円のうち2,377,003,984円については、平成26年4月に承継する予定のアステラスファーマテック株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:清水隆司)の日本の製造拠点の一つである富士工場(静岡県富士市)の承継新子会社への融資資金として、平成26年4月から平成29年3月までに充当する予定である。承継新子会社は当該融資資金を、承継後に予定する生産設備の制御機器等の設備更新及び当社が現在他社に製造委託している製品の内製化に向けた設備投資に充当する予定である。

また、製品開発競争がますます厳しくなることが予想される中で、当社は、今後のグローバル展開も見据え新剤形を工夫した高付加価値製剤の開発に一層取組むべく、承継新子会社の工場敷地内に製剤技術開発センターを建設する予定であるところ、その建設資金と試験設備等に平成26年10月から平成27年12月に3,000百万円を充当する。当該製剤技術開発センターで既存医薬品を改良・改善した高付加価値製剤を開発することで、ジェネリック医薬品を選択する際に当社製品が有力な選択肢となり、他社との差別化により当社製品の競争力を高めて、収益力の強化に結びつくものと考えている。なお、当該買収は未だ完了していないので、今後何らかの事由により合意が解消された場合は運転資金として借り入れている借入金の返済資金に充当する。

加えて、外注製の内製化促進を狙いとして、山形工場(山形県天童市)においても設備投資を予定しており、新製造工場の建設と製造ラインの新設に平成26年5月から平成29年3月までに2,500百万円を充当する。

一方、先発医薬品特許失効の中心が低分子医薬品からバイオ医薬品へと移りつつある中で、バイオシミラー( )分野への戦略的な投資拡大を当社グループでは図っている。

その中で、従来より開発を進めているバイオシミラー医薬品のインフリキシマブ(レミケード)のグローバル展開を図るため、当該医薬品を開発している当社の関連会社である韓国のAprogen Inc.が保有する同製剤の開発データを取得する予定であり、平成28年3月までに当該取得資金に1,000百万円を充当する予定である。

加えて、バイオシミラー医薬品で現在開発を進めているインフリキシマブ(レミケード)、及びトラスツズマブ(ハーセプチン)に次ぐ医薬品としてダルベポエチン(ネスプ)の開発費用に、平成26年4月から平成29年3月までに1,700百万円を充当する予定である。

更に、米国市場への進出を準備しており、上記インフリキシマブ(レミケード)と当社既存製品による米国進出のために、同国での製造販売承認を取得するための臨床試験費用等に平成26年4月から平成29年3月までに2,000百万円を充当する予定である。

( ) バイオシミラー医薬品:国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品。インフリキシマブは主として関節リウマチの治療に、トラスツズマブは乳癌の治療に、またダルベポエチンは腎性貧血の治療にそれぞれ用いられる。

(7) 新規発行年月日

平成25年12月9日(割当日)

(8) 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権を東京証券取引所に上場する。

(9) 平成25年11月27日現在の発行済株式総数及び資本金の額

|         |              |
|---------|--------------|
| 発行済株式総数 | 40,729,417株  |
| 資本金の額   | 13,557,728千円 |